

大阪府の将来に向けた募集学級数のあり方等検討会議 設置要綱

(目的)

第1条 大阪府における公立中学校卒業生数の今後の変動を見据え、高校に進学する生徒にとって望ましい公立・私立それぞれの募集学級数のあり方等を検討するため、「大阪府の将来に向けた募集学級数のあり方等検討会議」(以下、本会議という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 本会議では、次に掲げる事項について、意見交換する。

- (1) 公私それぞれの募集学級数のあり方
- (2) その他、必要な事項

(構成)

第3条 本会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公立高等学校関係者
大阪府教育庁 教育監
同 教育振興室長
同 教育振興室高等学校課長
- (2) 私立高等学校関係者
大阪私立中学校高等学校連合会 会長
同 会長が指名する者
大阪府教育庁 私学監
同 私学課長
- (3) 大阪府教育庁 教育総務企画課長

(会議の主宰)

第4条 本会議は、大阪府教育庁教育総務企画課長が主宰する。

(意見聴取)

第5条 本会議では、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 本会議は、原則公開とする。

(庶務)

第7条 本会議の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課及び大阪私立中学校高等学校連合会事務局において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、主宰が本会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日より施行する。